

中央環境審議会議事運営規則

(会議の招集)

第一条 会長は、中央環境審議会(以下「審議会」という。)の総会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を、委員及び議案に係る臨時委員に通知するものとする。

(会長)

第二条 会長は、議長として、総会の議事を整理する。

2 会長は、すべての部会、小委員会、専門委員会に出席し、意見を述べることができる。

(専門委員)

第三条 専門委員は、会長の承認を得て、総会に出席し、意見を述べるができる。

(部会)

第四条 審議会に、次に掲げる九部会を置く。

- 一 総合政策部会
- 二 循環型社会部会
- 三 環境保健部会
- 四 地球環境部会
- 五 大気・騒音振動部会
- 六 水環境部会
- 七 土壌農薬部会
- 八 自然環境部会
- 九 動物愛護部会

2 部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。

3 会長は、必要と認めるときは、二以上の部会の所掌に係る議案について調査審議するため、二以上の部会の合同の部会を設置することができる。

(諮問の付議)

第五条 会長は、環境大臣又は関係大臣の諮問を適当な部会(前条第一項及び第三項に規定する部会をいう。以下同じ。)に付議することができる。

(部会の決議)

第六条 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。

2 会長は、一の部会の決議を他の部会の審議に付することが適当と認めるときは、当該決議に係る案件を当該他の部会に付議することができる。

- 3 会長は、第一項の同意をしたときは、その同意に係る決議を総会に報告するものとする。ただし、総会において報告を要しない旨の決議を経たものについては、この限りではない。

(準用規定)

第七条 第一条から第三条（第二条第二項を除く。）までの規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(小委員会)

第八条 部会は、必要に応じ、その定めるところにより、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会に属すべき委員、臨時委員又は専門委員は、部会長が指名する。
- 3 小委員会に委員長を置き、部会長の指名により、これを定める。
- 4 小委員会の決議は、部会の定めるところにより、部会長の同意を得て部会の決議とすることができる。
- 5 第一条及び第二条第一項並びに中央環境審議会令第七条第一項及び第二項の規定は、小委員会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「小委員長」と読み替えるものとする。

(専門委員会)

第九条 部会は、必要に応じ、その定めるところにより、専門の事項を調査するため、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に委員長を置き、部会長の指名によりこれを定める。

(会議録)

第十条 総会、部会、小委員会及び専門委員会の議事については、会議の概要を記載した会議録を調製しなければならない。

(雑則)

第十一条 この規則に定めるもののほか、総会の運営その他審議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

- 2 部会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

附 則（平成十三年一月十五日）

(施行期日)

第一条 この規則は、平成十三年一月十五日から施行する。

附 則（平成十八年三月十三日）

(施行期日)

第一条 この規則は、平成十八年三月十三日から施行する。

附 則（平成二十四年十一月十九日）

(施行期日)

第一条 この規則は、平成二十五年一月六日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則の施行前に廃棄物・リサイクル部会、循環型社会計画部会、石綿健康被害判定部会又は瀬戸内海部会に対してされた付議でこの規則の施行の際当該付議に対する決議がされていないものは、廃棄物・リサイクル部会又は循環型社会計画部会にされたものは循環型社会部会に、石綿健康被害判定部会にされたものは環境保健部会に、瀬戸内海部会にされたものは水環境部会に対してされた付議とみなす。

2 この規則の施行の際現に廃棄物・リサイクル部会、循環型社会計画部会、石綿健康被害判定部会又は瀬戸内海部会に置かれていた第八条第一項の小委員会若しくは第九条第一項の専門委員会は、施行日に、廃棄物・リサイクル部会又は循環型計画部会に置かれた小委員会若しくは専門委員会にあっては循環型社会部会に、石綿健康被害判定部会に置かれた小委員会にあっては環境保健部会に、瀬戸内海部会に置かれた専門委員会にあっては水環境部会に置かれた小委員会又は専門委員会とみなす。

3 この規定の施行の際現に廃棄物・リサイクル部会、循環型社会計画部会、石綿健康被害判定部会又は瀬戸内海部会に属する専門委員は、施行日に、中央環境審議会令（平成五年政令第三百七十二号）第六条第二項の規定により廃棄物・リサイクル部会又は循環型社会計画部会に属する専門委員にあっては循環型社会部会に、石綿健康被害判定部会に属する専門委員にあっては環境保健部会に、瀬戸内海部会に属する専門委員（既に水環境部会に属する専門委員として指名されている者を除く。）にあっては水環境部会に属する専門委員として指名されたものとみなす。

4 この規則の施行の際現に廃棄物・リサイクル部会又は循環型社会計画部会の小委員会若しくは専門委員会、石綿健康判定部会の小委員会又は瀬戸内海部会の専門委員会に属する専門委員は、施行日に、第八条第二項の規定により廃棄物・リサイクル部会又は循環型社会計画部会の小委員会若しくは専門委員会に属する専門委員にあっては循環型社会部会の小委員会又は専門委員会に、石綿健康判定部会の小委員会に属する専門委員にあっては環境保健部会の小委員会に、瀬戸内海部会の専門委員会に属する専門委員にあっては水環境部会の専門委員会に属する専門委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成二十五年二月十四日）

(施行期日)

第一条 この規則は、平成二十五年二月十四日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則の施行前に大気環境部会、騒音振動部会及び野生生物部会に対してされた付議でこの規則の施行の際当該付議に対する決議がされていないものは、大気環境部会又は騒音振動部会にされたものは大気・騒音振動部会に、野生生物部会にされたものは自然環境部会に対してされた付議とみなす。

2 この規則の施行の際現に大気環境部会、騒音振動部会又は野生生物部会に置かれていた第八条第一項の小委員会若しくは第九条第一項の専門委員会は、施行日に、大気環境

部会又は騒音振動部会に置かれた小委員会若しくは専門委員会にあつては大気・騒音振動部会に、野生生物部会に置かれた小委員会にあつては自然環境部会に置かれた小委員会又は専門委員会とみなす。

3 この規定の施行の際現に大気環境部会、騒音振動部会又は野生生物部会に属する専門委員は、施行日に、中央環境審議会令（平成五年政令第三百七十二号）第六条第二項の規定により大気環境部会又は騒音振動部会に属する専門委員にあつては大気・騒音振動部会に、野生生物部会に属する専門委員にあつては自然環境部会に属する専門委員として指名されたものとみなす。

4 この規則の施行の際現に大気環境部会の小委員会若しくは専門委員会、騒音振動部会の専門委員会又は野生生物部会の小委員会に属する専門委員は、施行日に、第八条第二項の規定により大気環境部会の小委員会若しくは専門委員会に属する専門委員及び騒音振動部会の専門委員会に属する専門委員にあつては大気環境・騒音振動部会の小委員会又は専門委員会に、野生生物部会の小委員会に属する専門委員にあつては自然環境部会の小委員会に属する専門委員として指名されたものとみなす。

別表

部 会 名	所 掌 事 務
総合政策部会	一 環境基本計画に関すること。 二 環境の保全に係る重要な事項に関すること（他の部会の所掌に属するものを除く）。
循環型社会部会	一 廃棄物処理及びリサイクル推進に係る重要な事項に関すること。 二 循環型社会形成推進基本法の規定に基づく循環型社会形成推進基本計画に関すること。
環境保健部会	一 公害に係る健康被害の補償及び予防に係る重要な事項に関すること。 二 化学物質対策、石綿による健康被害の救済その他環境保健に係る重要な事項に関すること。
地球環境部会	地球環境の保全に係る重要な事項に関すること。
大気・騒音振動部会	一 大気環境の保全に係る重要な事項に関すること。 二 交通環境対策に係る重要な事項に関すること。 三 悪臭防止に係る重要な事項に関すること。 四 騒音防止に係る重要な事項に関すること。 五 振動防止に係る重要な事項に関すること。
水環境部会	一 水環境の保全に係る重要な事項に関すること。 二 地盤環境の保全に係る重要な事項に関すること。 三 瀬戸内海の環境の保全に係る重要な事項に関すること。
土壌農薬部会	一 土壌環境の保全に係る重要な事項に関すること。 二 農薬による環境汚染の防止に係る重要な事項に関すること。
自然環境部会	一 自然環境の保全に係る重要な事項に関すること。 二 自然公園に係る重要な事項に関すること。 三 野生生物の保護及び狩猟に係る重要な事項に関すること。
動物愛護部会	動物の愛護及び管理に係る重要な事項に関すること。